

## 新潟県条例第53号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改正後	改正前
	(公園施設の建築面積の基準の特例)	(公園施設の建築面積の基準の特例)
<b>第1条の4</b> (略)	<b>第1条の4</b> (略)	<b>第1条の4</b> (略)
2～4 (略)	2～4 (略)	2～4 (略)
5. <u>政令第6条第6項に規定する場合には、法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u>		
	(公園施設に関する制限)	
<b>第1条の5</b> <u>政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u>		
<b>第1条の6</b> (略)		<b>第1条の5</b> (略)
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
<b>第15条の3</b> (略)	<b>第15条の3</b> (略)	<b>第15条の3</b> (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 指定管理者による管理の場合における <u>第1条の6第2項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときはは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。</u>	3 指定管理者による管理の場合における第1条の5第2項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときはは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。	3 指定管理者による管理の場合における第1条の5第2項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときはは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。
<b>第19条</b> <u>法第5条の11の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。</u>	<b>第19条</b> <u>法第5条の3の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。</u>	<b>第19条</b> <u>法第5条の3の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、この章の規定の適用については、知事とみなす。</u>

別表第1 (第1条の6関係)  
(略)

別表第2 (第10条関係)

(1) (略)

(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合

区分	単位	金額		
		新潟市	新潟市以外の市	町 村
電柱	(略)	1,100円	470円	340円
その他		1,600円	720円	530円
これに類するもの		2,200円	970円	710円
第1種電柱		980円	420円	(略)
第2種電柱		1,500円	670円	490円
第3種電柱		2,100円	920円	680円
その他の柱類		98円	42円	(略)
水道管、下水道	(略)	88円	37円	27円
外径が0.15メートル未満のもの		110円	50円	37円
外径が0.15メートル以上				
0.2メートル未満のもの				
0.2メートル以上				
その他		230円	100円	74円
これらに類するもの		590円	250円	180円

別表第1 (第1条の5関係)  
(略)

別表第2 (第10条関係)

(1) (略)

(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合

区分	単位	金額		
		新潟市	新潟市以外の市	町 村
電柱	(略)	980円	450円	350円
その他		1,500円	700円	540円
これに類するもの		2,000円	940円	730円
第1種電柱		870円	410円	(略)
第2種電柱		1,400円	650円	500円
第3種電柱		1,900円	890円	690円
その他の柱類		87円	41円	(略)
水道管、下水道	(略)	79円	37円	28円
外径が0.15メートル未満のもの		100円	49円	38円
外径が0.15メートル以上				
0.2メートル未満のもの				
0.2メートル以上				
その他		210円	97円	75円
これらに類するもの		520円	240円	190円

のもの 外径が1メートル以上のもの	1,100円	500円	370円
	(略)	840円	620円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	820円	350円	(略)
	(略)	19円	9円
郵便差出箱及び信書便差出箱	(略)	18円	8円
	(略)	(略)	(略)
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1,500円	670円	490円
	(略)	180円	89円
標識	(略)	180円	89円
	(略)	180円	89円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)	180円	89円
	(略)	180円	89円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)	180円	89円
	(略)	180円	89円
(3)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	(略)	(略)
のもの 外径が1メートル以上のもの	1,000円	490円	380円
	(略)	810円	630円
郵便差出箱及び信書便差出箱	730円	340円	(略)
	(略)	22円	11円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	(略)	20円	10円
	(略)	(略)	(略)
標識	1,400円	650円	500円
	(略)	200円	97円
工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施設	(略)	200円	97円
	(略)	200円	97円
土石、竹木その他の工事用材料の置場	(略)	200円	97円
	(略)	200円	97円
(3)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例中別表第2の改正及び次項の規定は平成30年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、平成30年4月1日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

